

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコード08）	04
特定非営利活動法人（NPO法人）	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他	07
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	08

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当するものを記入してください。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種【職種コード】
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神科病院 1-(1)	01	・精神科ソーシャルワーカー【01】 ・医療ソーシャルワーカー【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
精神保健福祉センター 1-(15)	02	・精神保健福祉相談員【01】 ・社会福祉士【01】 ・精神科ソーシャルワーカー【01】 ・心理判定員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
児童福祉法		
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 1-(7)	・相談援助業務に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	放課後等デイサービス 1-(7)	
	居宅訪問型児童発達支援 1-(7)	
	保育所等訪問支援 1-(7)	
乳児院 1-(3)	05	・個別対応職員【01】 ・家庭支援専門相談員【01】 ・心理療法担当職員【01】 ・児童指導員【01】 ・保育士【01】 ・里親支援専門相談員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
児童養護施設 1-(4)	06	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) 1-(5)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・心理担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設) 1-(6)	08	・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童相談所 1-(10)	09	・児童福祉司 [01] ・児童心理司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
母子生活支援施設 1-(11)	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ・保育士 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害児相談支援事業を行う施設 1-(8)	11	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
児童自立支援施設 1-(12)	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童家庭支援センター 1-(13)	13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童自立生活援助事業を行う施設 1-(9)	56	・相談援助業務を行う指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
里親支援センター 1-(14)	84	・里親制度等普及促進担当者 [01] ・里親等支援員 [01] ・里親研修等担当者 [01] ・市町村連携支援員 [01] ・障害児里親等支援担当職員 [01] ・養親等相談支援員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設 3-(16)	85	・支援コーディネーター [01] ・生活相談支援員 [01] ・就労相談支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設 3-(17)	86	・支援コーディネーター [01] ・母子支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
養育支援訪問事業を行っている事業所 3-(22)	88	・訪問支援者 [01]
親子再統合支援事業を行っている事業所 3-(23)	89	・相談援助業務を行っている職員 [01]
こども家庭センター 3-(19)	93	・児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 [01] ・統括支援員 [01]
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関 3-(18)	90	・養子縁組あっせん責任者 [01] ・相談員 [01]
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター 3-(21)	91	・相談援助業務を行っている職員 [01]
地域保健法		
保健所 1-(2)	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01]
市町村保健センター 1-(2)	15	・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項		
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。		

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	17	★その他（職種名を記入）[02]
生活保護法		
救護施設 1-(16)	18	・生活指導員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
更生施設 1-(16)	19	
被保護者就労支援事業を行う事業所 3-(3)	57	・就労支援員 [01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所 3-(3)	58	・就労支援員 [01] ・被保護者就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01] ・相談支援に従事する者 [01] ・居住支援員 [01]
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業] 3-(3)	78	・就労支援員 [01]
日常生活支援住居施設 3-(15)	83	・生活支援員 [01] ・生活支援提供責任者 [01]
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	21	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	22	★その他（職種名を記入）[02]
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 3-(7)	59	・主任相談支援員 [01] ・相談支援員 [01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 3-(7)	60	・就労支援員 [01] ・住まい相談支援員 [01]
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所 3-(7)	61	・就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01]
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 3-(4)	62	・専門員 [01]
市町村社会福祉協議会 1-(18)	24	・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード]
更生保護事業法			
更生保護施設	1-(24)	30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [01] ・薬物専門職員 [01] ・訪問支援職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			
女性相談支援センター	3-(2)	63	・相談支援員 [01] ・心理支援員 [01] ・女性相談支援員 [01]
女性自立支援施設	3-(2)	64	・入所者の自立支援を行う職員 [01] ・心理療法担当職員 [01]
刑事収容施設法			
刑事施設	3-(14)	65	・刑務官 [01] ・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]
少年院法			
少年院	3-(14)	66	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]
少年鑑別所法			
少年鑑別所	3-(14)	67	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01]
高次脳機能障害者支援法			
高次脳機能障害者支援センター	1-(36)	94	・支援コーディネーター [01] ★その他（職種を記入） [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 3-(9)	68	・相談援助業務に従事する職員 [01]
	障害者相談支援事業を行っている施設 3-(9)	69	
	障害児等療育支援事業を行っている施設 3-(9)	70	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	1-(31)	39	・相談支援専門員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」(職種コード02) に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」(コード02) の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種【職種コード】
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	3 2	・生活支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】
	自立訓練を行う施設 1-(27)	3 3	★その他（職種名を記入）【02】
	就労移行支援を行う施設 1-(27)	3 4	・職業指導員【01】 ・生活支援員【01】 ・就労支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	就労継続支援を行う施設 1-(27)	3 5	・職業指導員【01】 ・生活支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	就労定着支援を行う施設 1-(28)	5 4	・就労定着支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】 ・相談援助業務に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	自立生活援助を行う施設 1-(28)	5 5	・地域生活支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】 ・相談援助業務に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	短期入所を行う施設 1-(28)	3 6	・相談援助業務に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
	重度障害者等包括支援を 行う施設 1-(28)	3 7	
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を 含む) 1-(28)	3 8	
	就労選択支援を行う施設 1-(28)、1-(29)	9 5	・相談援助業務に従事する職員【01】 ・就労選択支援員【01】 ★その他（職種を記入）【02】
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む) 1-(32)		4 0	・相談支援専門員【01】 ・相談支援員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
障害者支援施設 1-(30)		4 1	・生活支援員【01】 ・就労支援員【01】 ・サービス管理責任者【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
地域活動支援センター 1-(33)		4 2	・指導員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
福祉ホーム 1-(34)		4 3	・管理人【01】 ★その他（職種名を記入）【02】
基幹相談支援センター 1-(35)		7 1	・相談援助業務に従事する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
介護保険法		
地域包括支援センター 1-(23)	72	・ 包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）[01] ★その他（職種名を記入）[02]
注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。		
職業安定法		
公共職業安定所 3-(12)	73	・ 精神・発達障害者雇用サポーター [01] ・ 障害学生等雇用サポーター [01]
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設 2-(1)	49	・ 地域体制整備コーディネーター [01] ・ 地域移行推進員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設 3-(8)	74	・ 相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）[01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3-(10)	75	・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 3-(11)	76	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設 2-(2)	50	・ スクールソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入）[02]
就業支援事業を行う施設 [ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業] 3-(1)	77	・ 就業相談業務を行う相談員 [01]
ひきこもり地域支援センター 3-(5)	79	・ ひきこもり支援コーディネーター [01]
地域生活定着支援センター 3-(6)	80	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
ホームレス自立支援事業を行う施設 2-(3)	51	・ 生活相談指導員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
地域若者サポートステーション 3-(13)	81	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
子ども家庭総合支援拠点 3-(20)	92	・ 相談援助業務を行っている職員 [01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。 3-(24)	99	・ 精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。